

様式第4号（第6条関係）

令和6年8月5日

富士見市議会議長 田中 栄志 様

~~会派名・代表者~~

~~又は無会派議員名~~ 伊勢田 幸正

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

1 期 間 令和6年7月19日（金）午後1時30分から午後2時50分

2 参加者名 伊勢田幸正

3 場所（行政視察地・研修場所）
さいたま地方裁判所川越支部 第1号法廷

4 調査・研修概要

「富士見橋通り線」の整備にかかわる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件の裁判を傍聴。

S建設社のS氏が検察側の証人として出廷した。同氏は昨年、本事件で起訴され、罰金と執行猶予付き懲役刑の有罪判決が確定している。

主なやり取りを記載する。

- ・令和2年7月後半、入社前に現場を見に行った。発注図面にはない土の山ができていた。土の山については1工区の残土だと聞いていた。その際には廃棄物のことまで考えていなかった。
- ・8月1日に入社し、残土の山の上を歩いたときにコンクリートやプラスチックなどの廃棄物に気付いた。
- ・分別については、スケルトンバケツで振るい、山にしていると、O氏から聞

いていた。

- ・ 検察側の「分別できると思っていたか」との問いに「思っていない。人力併用では一つも漏らさないのは不可能」と答えた。
- ・ 8月3日に、他の処分方法として、分別しないで処分場に出す案を提案したが、市側にお金がないからできなかった。
- ・ 残土を移す場所を求めたところ、市から提案が出てきた。
 - ① 図川排水機場の用地に移す案（広さが足りなかった）
 - ② 新河岸川の河川敷（入口がなく、また道を作る必要があり、広さも足りなかった）

他の場所を求めたが、見つからなかった。

- ・ 土を敷きならす案をお盆前に現場の土の山の上で提案した。混じり土の程度の認識が足りなかった。残土を置く場所の確保を期待し、引きならしはいわば「保険」のような考えだった
- ・ 図面・厚さが分かるものを作成するため、測量などを実施した。これはお盆休みを返上して作成した。8月下旬にボウリング調査を実施し、メールで敷きならす範囲を記した図面を提出した
- ・ 引きならしで対応するにあたり「工事記録」での「指示」を求めた。9月4日付けのものを10月中旬にもらった。
- ・ 被告から現場でガラス片などを見て「こういうの取っておいて」との話が現場であり「それは無理です」と答えた。
- ・ 1か月以内に着工しないと工事に遅れが生じ、会社の責任になるとの認識があった。
- ・ 10月7日に警察の捜査があった。その後、「現場の砂利を取るために人を集めてくれ」と被告から指示があったが、証拠隠滅になるので拒否した。

次回公判は9月20日（金）午後1時30分からとなった。なお、検察側1名、弁護側2名の証人尋問が予定され、市職員が証人となる予定である。

5 感想及びまとめ

被告側が容疑を否認しており、私見を述べるのは控えるものとする。

また法廷は録音が禁止されており、マイクなどの音響設備もない。あくまで小職のメモにより本報告書を作成していることに留意いただきたい。

富士見橋通り線の工事の契約・予算に賛成票を投じた議員の責任として、今後本事業は注視をしてまいりたい。

今回、「お盆休みを返上して作業に当たった」との証言があった。「働き方改革」の観点からは、見直すべき課題と感じた次第である。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派又は無会派議員にて保管